

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用された求職者が、入社後一定期間内に自己都合により退職した場合には、以下の通り紹介手数料の一部を返戻いたします。

1. 返戻金の内容

退職時期	返戻割合
入社後 1 ヶ月以内	40%
入社後 1 ヶ月超～2 ヶ月以内	30%
入社後 2 ヶ月超～3 ヶ月以内	20%
入社後 3 ヶ月超～6 ヶ月以内	10%
入社後 6 ヶ月超	返戻なし

2. 返戻の適用条件

返戻金の適用は、以下の条件を満たす場合に限りです。

- (1) 当該求職者が自己都合により退職した場合
- (2) 求人者から当社に対し、退職の事実を証明する以下に記載する書面の提出があること
退職の事実を証明する書面（以下のいずれか）
 - 退職届および退職受理を証する書類
 - 雇用契約終了通知書
 - 離職票の写し
 - 最終出勤日および退職日が確認できる社内記録
 - その他当社が合理的に認める書類

なお、当社は必要に応じて追加資料の提出を求めることができます。

3. 返戻申請期限

返戻金の申請は、退職日から起算して 30 日以内に行うものとします。

4. 適用除外

以下の場合には返戻の対象外とします。

- (1) 求人者の都合による解雇、契約解除等の場合
- (2) その他、当社の責に帰さない事由による退職の場合

5. その他

本制度は、雇用の定着支援の観点から段階的に設定されたものであり、個別契約において別途定める場合があります。